

消 防 予 第 509 号
令和 7 年 11 月 14 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

リチウムイオン電池等から出火した火災の調査について（通知）

平素から消防防災行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、リチウムイオン電池を搭載した製品から出火した火災について、社会的関心が高まっており、当該火災に対する対策の徹底が求められております。このため、今般、リチウムイオン電池等から出火した火災について、調査することといたしましたので、下記により当該火災の報告にご協力いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

1 報告対象

令和 4 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日の間に発生したリチウムイオン電池（バッテリー等の充電式蓄電池）及びこれを搭載した製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）から出火した次の火災とする。なお、コイン形及び円筒形等のリチウム電池（一次電池）は含まない。

- (1) 供用中のリチウムイオン電池等から出火した火災。
※廃棄されたリチウムイオン電池等を回収中の塵芥車及びごみ処理関連施設から出火した火災を除く。
- (2) 廃棄されたリチウムイオン電池等を回収中の塵芥車及びごみ処理関連施設から出火した火災。

2 報告様式

別記様式によること。

3 報告時期

- (1) 令和4年1月1日から令和6年12月31日までに発生した火災については、各年毎に令和7年12月15日までに報告すること。
- (2) 令和7年1月1日から令和7年6月30日までに発生した火災については、令和7年12月15日までに報告すること。
- (3) 令和7年中（1月1日から12月31日）に発生した火災については、令和8年2月16日までに報告すること。
※上記（2）の報告時に調査中等の理由で集計結果に含まれなかった事案を集計結果に追加し、令和7年中の調査結果として報告すること。

4 報告方法

各消防本部（局）が電子メールで報告すること。

消防庁予防課予防係

E-mail : yobo_LiB@soumu.go.jp

5 その他

- (1) 本通知により報告のあった情報については、消防庁においてとりまとめの上、原則として公表を予定している。
- (2) 令和8年1月1日以降に発生した火災の報告方法については、別に通知する。

消防庁予防課 予防係 川合、谷川、櫻川 電話：03-5253-7523
